

元建第1523号
令和元年10月1日

公益社団法人福島県建築士会会長
一般社団法人福島県建築士事務所協会会長 様
福島県建築設計協同組合理事長

福島県土木部長
(公印省略)

福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則について（通知）
このことについて、令和元年9月30日付け福島県規則第27号で公布されましたので、お知らせします。

記

1. 改正概要

建築基準法及び同法施行令の一部改正に伴い、法令で指定されなくなった定期報告等対象建築物について、引き続き、定期報告等対象建築物として指定する。

2. 送付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 福島県建築基準法施行細則改正後本文
- (3) 県報の写し

(事務担当 建築指導課 専門建築技師 山田 電話 024-521-7523)